

平成24年10月11日

市民課

電話 0742-34-4730

住民票の写し等の第三者交付本人通知制度の実施について

奈良市では、住民票の写し等を第三者からの請求により交付したときに事前に登録されている本人に通知する制度を11月3日から開始します。

この制度は、個人情報保護及びプライバシー保護意識の高まりに対応するとともに住民票・戸籍謄抄本などの不正請求を防止することを目的としたもので全国各地の市町村、また奈良県内のほとんどの都市で既に実施されています。奈良市では、11月3日の戸籍事務の電算化により実施条件が整ったことから同日から開始することになったものです。

1. 目的 市民の個人情報保護及びプライバシー保護意識の高まりに対応するとともに住民票・戸籍謄抄本などの不正請求・取得を防止することを目的とします。
2. 日時 平成24年11月3日(土)から開始
3. 内容 事前に登録をいただいている方に対して、その方の住民票の写し等を第三者の請求により交付した場合、その事実を本人に通知するものです。(ただし、交付を受けた人の氏名・住所等を明らかにするものではありません。)
4. 登録 この制度をご利用いただく場合、本人が窓口において事前登録手続きを済ませていただく必要があります。登録期間は、3年で延長を希望される場合は、再度登録手続きをしていただくこととなります。
5. 登録ができる方
奈良市に住所あるいは本籍を有している方または有していた方

6．登録に必要なもの

登録申込書、印鑑、免許証などの本人確認書類

法定代理人からの申請の場合は戸籍謄本などその資格を証明できる書類を確認させていただきます。

7．対象となる証明書

住民票の写し、住民票記載事項証明書、

戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し

上記の書類には、消除されたものも含まれます。

8．第三者の範囲

この本人通知制度での第三者とは、自己等の代理人及び自己等以外の者です。なお、自己等とは住民基本台帳上では自己又は自己と同一の世帯に属するもの、戸籍法上では自己、自己の配偶者、直系尊属又は直系卑属、自己の同籍者のことをいいます。

9．本人通知の内容

住民票の写し等を第三者に交付した年月日、その種別及び通数交付請求者の区分です。

10．その他

この本人通知制度の登録は、個人単位ですので利用を希望される方一人ひとりが登録手続きをしていただくことが必要です。事前登録者と同一の世帯員、戸籍簿に記載されている方であっても登録をしていなければ通知の対象にはなりません。